

物価高騰支援給付金のご案内

- 物価高騰支援給付金は、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯（令和6年度住民税非課税世帯）へ、負担軽減を図るための臨時的な措置として支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

※生計を同一にする18歳以下の児童がいる世帯は児童1人あたり **2万円**を加算

支給対象と申請の手続き方法

支給対象となる世帯

基準日令和6年12月13日時点で山武市に住民登録のある世帯のうち、世帯全員が「**令和6年度住民税非課税である世帯**」

『**支給のお知らせ**』が
届いた世帯

手続きは不要です

- お知らせに記載のある受取口座に振込します。

受取口座の変更を希望する場合や受給を辞退する場合は市が指定する期日まで必要書類を提出してください。

『**確認書**』が
届いた世帯

確認書の提出が必要

- 確認書の中身を
確認して、必要事項を記入し、
「**確認書**」と「**添付書類**」
を**返信してください**。

**！ 確認書の返送期限
令和7年5月31日**

確認書の返信が期限までにない場合、
給付金は支給できません。

給付金の詳細は裏面をご確認ください。

物価高騰支援給付金

次に該当する世帯は対象外となります

- 住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯
- 住民税課税となる所得があるのに未申告の方がいる世帯
- すでに他の自治体で同趣旨の給付金を受給した世帯

世帯が別で生計同一である子どもがいるとき

物価高騰支援給付金の対象世帯のうち、生計を同一にする18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれ）がいる場合、1人当たり2万円の加算給付を給付します。

- 寮に入っているなどの理由で他の住所地に扶養している方がいる場合も、加算給付の対象となります。その場合は**申請が必要**です。申請書は、事務局で配布またはホームページよりダウンロードできます。

こども加算の申請書の提出期限：令和7年7月31日

申請書の提出が期限までにない場合、給付金は支給できません。



物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報**の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

山武市物価高騰支援給付金事務局
（山武市役所1階社会福祉課窓口）



0475-80-0033

受付時間 8:30～17:00（土日祝日除く）